

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成24年8月13日付け山口生地第359号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成24年3月15日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成23年1月1日から同年1月31日までの間の防府署交番活動日誌（交通取締に関するもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成23年1月1日から同年1月31日までの間の防府署交番活動日誌（交通取締に関するもの）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 本件処分の具体的な決定内容

本件処分の書類ごとの開示をしない部分及び開示をしない理由は、別紙1のとおりである。

5 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成24年9月19日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件公文書には不開示部分が多く、その正当性がわからない。

3 実施機関の理由説明に対する意見

審査請求書記載のとおり、不開示情報が条例に照らして本当に正しいのか否かの判断ができないゆえ、審査会に判断を委ねたい。

第4 実施機関の説明要旨

1 開示・非開示の判断に当たっての基本的な考え方

(1) 交番活動日誌の概要

交番活動日誌は、地域警察活動の効果的な運営を図るため、各警察署地域課の交番ごとの当務日における具体的な運用計画及び当該当務日に勤務した勤務員氏名、勤務時間、幹部からの指示事項、活動内容等の実働体制や対応した事案が詳細に記録されているものである。

(2) 非開示の考え方

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務としている。

その中で、地域警察官の任務は、地域の実態を掌握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって市民の日常生活の安全と平穏を確保することとされている。

そのため、地域警察官の活動は、警ら、巡回連絡、立番及び在所勤務などの地域警察活動を通じて、犯罪の予防、鎮圧、検挙活動を行うことで地域住民の安心安全を確保しているものであり、交番活動日誌にはこれらの活動内容のほか、犯罪捜査の端緒ともなり得る情報等も記録されている。

したがって、本件請求に対する開示・非開示の判断に当たっては、条例の基本理念である「原則開示」の精神に基づき、地域住民や警察職員の個人に関する情報など条例第11条第2号に該当するもの、犯罪捜査又は犯罪捜査の端緒となり得る諸活動に関する情報など同条第4号に該当するもの、交通取締りなど同条第6号に該当するものについては非開示とし、これ以外は開示としたものである。

2 非開示とした部分及び理由

(1) 決裁欄の警察職員（警部補以下の職員）の印影

当該情報は、警察職員の職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、これらの危険を回避し、警察職員が職務に専念できる環境を確保する観点から、条例第11条第2号並びに山口県情報公開条例第11条第2号ニの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）第1号の非開示情報に該当し、開示をしないことができる情報と判断したものである。

(2) 活動時間欄の勤務員（警部補以下の職員）の氏名

(1)に同じ。

(3) 指示欄の指示者（警部補以下の職員）の氏名

(1)に同じ。

(4) 活動状況欄の勤務員（警部補以下の職員）の氏名

(1)に同じ。

(5) 活動時間欄の時間、勤務種別

当日勤務を予定している交番勤務員の氏名や勤務時間、勤務種別が記載されており、これらを開示すると勤務員数、配置状況、運用パターン及び勤務内容が明らかとなり、これらの情報を研究、分析することにより、今後の警察活動における手法、体制及び各種事案に対応する措置等が推測されるおそれがある。

その結果、不法行為を企図する者らが警戒の手薄な部分をねらい、又は警戒の間隙をつき、不法行為の敢行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第4号の非開示事項に該当し、開示しないことができる情報と判断したものである。

(6) 活動種別・時間欄の活動時間

(5)に同じ。

(7) 指示欄の指示事項

ア 警戒対象施設

犯行が予想される特定施設の警戒に関する情報であり、これらを開示すると不法行為を企図する者らがこの情報を元に警戒の手薄な部分をねらうなどして不法行為の敢行を容易にし、又は助長するなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第4号の非開示事項に該当し、開示しないことができる情報と判断したものである。

イ 活動重点

地域警察活動の活動重点に関する情報であり、これらを開示すると、不法行為を企図する者から対抗措置をとられることにより警戒体制が保持できず、今後の地域警察運営の見直しを余儀なくされるなど、地域警察業務の効果的かつ適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第6号の非開示事項に該当し、開示をしないことができる情報と判断したものである。

(8) 活動状況欄の時間、場所、内容、措置及び対応状況並びに地域警察活動内容

ア 時間、場所、内容、措置、及び対応状況

110番通報又は署通報を受理した際の通報時間、通報内容及びその措置状況等が記録されたものであり、通報者又は関係者の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。

また、これらの情報を開示することにより、警察業務に係る協力者、その他関係者らの協力が得られなくなるなど、正確な事実の把握を困難にし、公正かつ円滑な警察活動に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第2号及び第6号の非開示事項に該当し、開示しないことができる情報と判断したものである。

イ 地域警察活動内容

職務質問、各種照会、検問及び犯罪捜査活動の実施に関する情報であり、開示することにより、不法行為を企図する者らがこの情報を元に警戒の手薄な部分をねらい、又は警戒の間隙をつき、不法行為の敢行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

これに加え、交通取締りや検問等の手法又は場所に関する情報が含まれており、開示することにより、対抗手段がとられるほか、今後の地域警察運営の見

直しを余儀なくされるなど、地域警察業務の効果的かつ適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第4号及び第6号の非開示事項に該当し、開示をしないことができる情報と判断したものである。

(9) 本件公文書添付書類（警ら用無線自動車運用日誌、平成23年1月20日付け）

ア 決裁欄の警察職員（警部補以下の職員）の印影

(1)に同じ。

イ 指示（整備）者欄（警部補以下の職員）の氏名

(1)に同じ。

ウ 記事欄の勤務員（警部補以下の職員）の氏名

(1)に同じ。

エ 区分\時間欄の活動予定、実施

(5)に同じ

オ 活動時間（パトカー勤務関係及び計）欄の時間

(5)に同じ

カ 活動種別欄の時間

(5)に同じ。

キ 走行キロ数欄の走行キロ数

当務日におけるパトカーの走行キロ数及び総走行キロ数が記載されており、開示することにより、走行キロ数などから地域警察官のパトカーによる警戒範囲や警戒時間数が推測され、この情報を元に不法行為を企図する者から対抗措置をとられることとなる。

そのため、警戒体制が保持できず、今後の地域警察運営の見直しを余儀なくされるなど、地域警察業務の効率的かつ適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第6号の非開示事項に該当し、開示をしないことができる情報と判断したものである。

ク 指示事項又は車両整備状況欄の指示事項等

(7)のイに同じ。

ケ その他の実績欄の件数

(8)のイに同じ。

コ 記事欄の場所、内容、措置及び対応状況並びに地域警察活動内容

(8)のア、イに同じ。

3 意見

山口県警察では、情報公開の開示請求に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、開示できる情報は積極的に開示しているところである。

しかしながら、本件開示請求は、条例第11条第2号、第4号及び第6号の非開示情報に該当する情報を含む公文書を対象としていることから、当該情報を非開示とした部分開示とすべきものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、防府署管内の各交番における交通取締りに関する活動日誌であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号該当性について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件公文書の決裁欄、活動時間欄、指示欄及び活動状況欄、並びに本件公文書添付書類の決裁欄、指示（整備）者欄及び記事欄において実施機関が非開示とした部分に、警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、本件公文書の活動状況欄、並びに本件公文書添付書類の記事欄において実施機関が非開示とした部分には、交番勤務員が対応した事案等に係る関係者等の個人に関する情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

3 条例第11条第4号該当性について

(1) 条例第11条第4号について

条例第11条は、第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由

がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報などが考えられている。

(2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が本件公文書の活動時間欄及び活動種別・時間欄、並びに本件公文書添付書類の区分\時間欄、活動時間（パトカー勤務関係及び計）欄、活動時間欄及び活動種別欄において実施機関が非開示とした部分には、交番勤務員の勤務時間等、並びに個々の活動種別に係る時間等が記載されていることを確認した。

また、本件公文書の指示欄において実施機関が非開示とした指示事項には、実施機関が説明するように、犯行が予想される警戒対象施設と認識される施設の名称等が記載されていることを確認した。

さらに、本件公文書の活動状況欄、並びに本件公文書添付書類のその他の実績欄及び記事欄において実施機関が非開示とした部分には、職務質問、各種照会、検問及び犯罪捜査等に関する情報が記載されていることを確認した。

これらを開示すると、交番勤務員の人数、人員の配置・運用状況及び勤務内容、並びに各事案への対応状況等が明らかになり、実施機関が説明するように、不法行為を企図する者等が、こうした情報の研究、分析等を行うことにより、今後の警察活動における手法、体制及び各種事案に対応する措置等が推測され、結果として不法行為の敢行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由があると認められることから、非開示が妥当である。

4 条例第11条第6号該当性について

(1) 条例第11条第6号について

条例第11条は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがある情報等を非開示とすることを定めたものであるとされている。

ここで、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難に

する」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされている。

経費を著しく増大させ、又は実施時期を大幅に遅れさせる情報の具体例としては、用地買収計画案、物件補償価額及び土地売買価額に関する資料が考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件公文書の指示欄、並びに本件公文書添付書類の指示事項又は車両整備状況欄において実施機関が非開示とした指示事項等には、実施機関が説明するように、地域警察活動の活動重点に関する情報が記載されていることを確認した。

また、本件公文書の活動状況欄、並びに本件公文書添付書類の記事欄において実施機関が非開示とした部分には、交通取締りや検問等の時間、場所、内容、措置及び対応状況並びに地域警察活動の内容に関する情報が記載されていることを確認した。

さらに、本件公文書添付書類の走行キロ数欄には、警ら用無線自動車の走行キロ数が記載されていることを確認した。

これらを開示すると、地域警察活動の活動重点や、地域警察活動における具体的な業務の内容、交通取締りや検問等の手法等が明らかになり、さらには警ら用無線自動車の警戒範囲等が推測されることにより、実施機関が説明するように、不法行為を企図する者等からの対抗手段がとられることにより今後の地域警察運営の見直しを余儀なくされ、また、警察業務に係る協力者等らの協力が得られなくなるなどから正確な事実の把握を困難にするなど、地域警察活動の効果的かつ円滑で適正な遂行を著しく困難にするおそれがあると認められることから、非開示が妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙2のとおり

別紙 1

開示をしない部分及び開示をしない理由

1 活動日誌（防府駅前交番）

開示をしない部分	開示をしない理由
決裁欄の警察職員の印影	<p>○条例第 11 条第 2 号（個人情報）</p> <p>公安委員会規則（平成 14 年山口県公安委員会規則第 2 号）で定める警察職員の氏名及び印影であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニの各号のいずれにも該当しないため。</p>
活動時間欄の勤務員の氏名	
指示欄の指示者の氏名	
活動状況欄の勤務員の氏名	
活動時間欄の時間、勤務種別	<p>○条例第 11 条第 4 号（犯罪捜査等情報）</p> <p>犯罪の予防及び捜査等に関する情報であり、これらを開示することにより、不法行為を企図する者らが警戒の手薄な部分を狙うなどして、不法行為の敢行を容易にし、又は助長するなど、犯罪予防、鎮圧及び捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。以下同じ。</p>
活動種別・時間欄の活動時間	
指示欄の指示事項	<p>○条例第 11 条第 4 号（犯罪捜査等情報）</p> <p>○条例第 11 条第 6 号（行政運営情報）</p> <p>地域警察活動に関する情報であって、これを開示することで、不法行為を企図する者により不法行為が敢行されれば治安の維持に支障を来すこととなり、更には地域の警戒体制が保持できず、今後の地域警察運営の見直しを余儀なくされるなど地域警察業務の効果的かつ適正な業務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
活動状況欄の時間、場所、内容、措置及び対応状況並びに地域警察活動内容	<p>○条例第 11 条第 2 号（個人情報）</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニの各号のいずれにも該当しないため。</p> <p>○条例第 11 条第 4 号（犯罪捜査等情報）</p> <p>○条例第 11 条第 6 号（行政運営情報）</p> <p>交通指導取締り業務及び地域警察活動に関する情報であって、これらを公開することにより、取締りの手法及び場所が推測されて対抗手段がとられるほか、不法行為を企図する者により不法行為が敢行されれば治安の維持に支障を来すこととなり、更には地域の警戒体制が保持できず、今後の地域警察運営の見直しを余儀なくされるなど地域警察業務の効果的かつ適正な業務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

2 活動日誌（三田尻交番）

開示をしない部分及び開示をしない理由については、1に同じ。

2-1 活動日誌（三田尻交番）添付書類（警ら用無線自動車運用日誌、平成23年1月20日付）

開示をしない部分	開示をしない理由
<p>決裁欄の警察職員の印影</p> <p>指示（整備）者欄の氏名</p> <p>記事欄の勤務員の氏名</p>	<p>○条例第11条第2号（個人情報）</p> <p>公安委員会規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）で定める警察職員の氏名及び印影であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニの各号のいずれにも該当しないため。</p>
<p>区分\時間欄の活動予定、実施</p> <p>活動時間（パトカー勤務関係及び計）欄の時間</p> <p>活動時間欄の時間</p> <p>活動種別欄の時間</p>	<p>○条例第11条第4号（犯罪捜査等情報）</p> <p>犯罪の予防及び捜査等に関する情報であり、これらを開示することにより、不法行為を企図する者らが警戒の手薄な部分を狙うなどして、不法行為の敢行を容易にし、又は助長するなど、犯罪予防、鎮圧及び捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。以下同じ。</p>
<p>走行キロ数欄の走行キロ数</p> <p>指示事項又は車両整備状況欄の指示事項等</p>	<p>○条例第11条第6号（行政運営情報）</p> <p>地域警察活動に関する情報であって、これを開示することで、不法行為を企図する者により不法行為が敢行されれば治安の維持に支障を来すこととなり、更には地域の警戒体制が保持できず、今後の地域警察運営の見直しを余儀なくされるなど地域警察業務の効果的かつ適正な業務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>その他の実績欄の件数</p>	<p>○条例第11条第4号（犯罪捜査等情報）</p> <p>○条例第11条第6号（行政運営情報）</p> <p>交通指導取締り業務及び地域警察活動に関する情報であって、これらを公開することにより、取締りの手法及び場所が推測されて対抗手段がとられるほか、不法行為を企図する者により不法行為が敢行されれば治安の維持に支障を来すこととなり、更には地域の警戒体制が保持できず、今後の地域警察運営の見直しを余儀なくされるなど地域警察業務の効果的かつ適正な業務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。以下同じ。</p>
<p>記事欄の場所、内容、措置及び対応状況並びに地域警察活動内容</p>	<p>○条例第11条第2号（個人情報）</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニの各号の</p>

	いずれにも該当しないため。 ○条例第11条第4号（犯罪捜査等情報） ○条例第11条第6号（行政運営情報）
--	--

3 活動日誌（中関交番）

開示をしない部分及び開示をしない理由については、1に同じ。

4 活動日誌（華城交番）

開示をしない部分及び開示をしない理由については、1に同じ。

5 活動日誌（牟礼交番）

開示をしない部分及び開示をしない理由については、1に同じ。

別紙2

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成24年10月11日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年10月17日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成24年10月30日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年11月 1日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成24年11月 9日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成24年11月14日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成25年12月19日	事案の審議を行った。
平成26年 2月 4日	事案の審議を行った。
平成26年 3月24日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
高松 恵子	司法書士	
徳田 恵子	弁護士	
三間地光宏	山口大学教授	会長
森永 敏夫	公認会計士	
山元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成26年3月24日現在)